

地方卸売市場 一宮地方総合卸売市場業務規程

昭和 56 年	3 月 15 日	市場規程第 1 号
昭和 56 年	11 月 27 日	市場規程第 1 号
昭和 57 年	5 月 25 日	市場規程第 1 号
昭和 63 年	2 月 22 日	市場規程第 1 号
平成 元年	3 月 20 日	市場規程第 1 号
平成 4 年	2 月 19 日	市場規程第 1 号
平成 5 年	2 月 15 日	市場規程第 1 号
平成 5 年	10 月 13 日	市場規程第 2 号
平成 6 年	2 月 18 日	市場規程第 1 号
平成 8 年	2 月 26 日	市場規程第 1 号
平成 17 年	9 月 27 日	市場規程第 1 号
平成 18 年	10 月 5 日	市場規程第 1 号
平成 25 年	2 月 13 日	市場規程第 1 号
平成 26 年	2 月 14 日	市場規程第 1 号
平成 28 年	1 月 5 日	市場規程第 1 号
令和 2 年	2 月 14 日	市場規程第 1 号
令和 2 年	2 月 14 日	市場規程第 2 号
令和 2 年	5 月 21 日	市場規程第 1 号
令和 3 年	2 月 15 日	市場規程第 1 号
令和 8 年	2 月 5 日	市場規程第 1 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一宮地方総合卸売市場株式会社（以下「開設者」という。）が開設する地方卸売市場「一宮地方総合卸売市場」（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項に規定する事項及び施設の使用、監督、処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって地域住民の生活の安定に資することを目的とする。

(市場の名称及び位置)

第 2 条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地方卸売市場一宮地方総合卸売市場
- (2) 位 置 一宮市大和町氏永字仲林 1 4 0 番地の 1

(取扱品目)

第 3 条 市場の取扱品目は、次に掲げる物品とする。

- (1) 野菜、果実及びこれらの加工品並びに花き
- (2) 生鮮水産物及びその加工品

2. 開設者は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等が含ま

れるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業務の承認)

第4条 市場の卸売業者として、卸売業務を行おうとする者は、別に定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

2. 前項の承認は、取扱品目ごとに行う。

(名称変更等の届出)

第5条 前条第1項の承認を受けた者（以下「卸売業者」という。）が次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(1) 卸売業者の業務を開始し、休止し、又は再開したとき

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき

(3) 商号を変更したとき

(4) 法人である場合にあっては、資本若しくは出資の額又は代表役員を変更したとき

(5) 卸売業者の業務を廃止したとき

2. 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は精算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第5条の2 開設者は、卸売業者が別に定めるところに該当することになったとき、又は業務を的確に遂行するに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(卸売業者の数)

第6条 卸売業者の数は、取扱品目ごとに次に掲げるとおりとする。

野菜、果実及びこれらの加工品並びに花き 1

生鮮水産物及びその加工品 1

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、開設者の承認を受けた日から起算して30日以内に保証金を開設者に預託しなければならない。ただし、開設者が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

2. 卸売業者は、前項ただし書の場合を除き、保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、別に定める。

(保証金の追加預託)

第9条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増設されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、開設者の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2. 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第10条 開設者は、卸売業者が使用料その他市場に関して開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第11条 開設者は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、保証金を返還しない。ただし、返還の方法等については、保証金預託者との間において別の定めをすることができる。

2. 前項の保証金には利息をつけないものとする。

(事業報告書の作成と閲覧)

第12条 卸売業者は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52条。以下「法施行規則」という。)第21条第1項で定めるところにより、事業報告書を作成し、開設者に提出するとともに、貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申し出があった場合には、法施行規則第21条第4項で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第2節 買受人

(買受人の届出)

第13条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者に届け出なければならない。

(名称変更等の届出)

第14条 前条の届出をした者(以下「買受人」という。)は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称、又は住所を変更したとき
- (2) 商号を変更したとき
- (3) 法人である場合にあっては、資本若しくは出資の額又は代表役員を変更したとき
- (4) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき

2. 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

第3節 関連事業者

(関連事業者の承認)

第15条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、市場機能の充実に資する者、出荷者、買受人、その他市場の利用者に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において当該各号に掲げる業務（以下「関連事業」という。）を営むことを承認することができる。

(1) 生鮮食料品等の卸売の業務を営む者、市場の取扱品目等の加工、保管貯蔵、運搬等を行う者、その他市場機能の充実に資する業務を営む者

(2) 飲食店営業、その他市場の利用者に便益を提供する業務を営む者

(3) 市場の活性化に資する業務を営む者

2. 前項の承認を受けて市場内において営業しようとする者は、別に定めるところにより申請書を開設者に提出しなければならない。

(名称変更等の届出)

第16条 前条第1項の承認を受けた者（以下「関連事業者」という。）が次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(1) 関連事業の業務を開始し、休止し、又は再開したとき

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき

(3) 商号を変更したとき

(4) 法人である場合にあつては、資本若しくは出資の額又は代表役員を変更したとき

(5) 関連事業の業務を廃止したとき

2. 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第17条 開設者は、関連事業の承認を受けた者が別に定めるところに該当することになったとき、又は業務を的確に遂行するに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(関連事業者の保証金)

第18条 関連事業者は、第15条第1項の承認を受けた日から起算して30日以内に別に定める保証金を開設者に預託しなければならない。

2. 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3. 第1項の保証金については、第9条から第11条までの規定を準用する。

第3章 卸売市場の業務の方法

第1節 開設者の業務の方法

(差別的取扱いの禁止)

第19条 開設者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者（法第4条第4項の規定による卸売業者その他の卸売市場において売買取引を行う者をいう。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の結果等の公表)

第20条 開設者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について法施行規則第18条により、主要な品目の卸売予定数量、卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

2. 開設者は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第3条第2項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

(売買取引の制限)

第21条 開設者は、取引参加者の売買取引について、不正又は不当な行為があると認めるときは、当該売買取引を差し止めることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第22条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2. 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3. 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

第2節 売買取引及び決済の遵守事項

(売買取引の原則)

第23条 取引参加者は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなくてはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第24条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第25条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区

分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる物品 せり売り又は相対取引

(2) 別表第2に掲げる物品 相対取引

2. 卸売業者は、前項第1号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であってせり売りにより卸売をすることが著しく不適當であるときは、相対取引の方法によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売りによる卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(6) やむを得ない理由により通常の卸売開始時刻以前に卸売をする場合

3. 卸売業者は、第1項第2号の物品については、次の各号に掲げる場合であって相対取引により卸売をすることが著しく不適當であるときは、せり売りの方法によることができる。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(売買取引条件の公表)

第26条 卸売業者は、法施行規則第20条で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(仕切及び送金)

第27条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日から6日以内に販売原票及び売買仕切金(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)を送付しなければならない。ただし、販売原票又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2. 卸売業者は、第1項の売買原票には当該卸売をした物品の品目、等級、価格(消費税に相当する金額を除く。以下本項において同じ。)、消費税に相当する金額及び数量(委託者の責めに帰すべき理由により第31条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該物品に係る品目、等級、価格、消費税に相当する金額及び数量)、価格と数量の積の合計額、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額を正確に記載しなければならない。

3. 第1項の売買仕切金の送付は、現金、小切手、手形、口座振込又は口座振替のいずれかの方法によるものとする。

4. 卸売業者が直接買い付けをした生鮮食料品等の代金(買い付けた額に消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。)は、現金、小切手、手形、口座振込、口座振替のいずれかの方法により、30日以内に支払わなければならない。ただし、卸売業者と直接

買い付けた業者との間で特約をしたときは、この限りでない。

(売買仕切金の前渡し等)

第28条 卸売業者は、出荷者に対し売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を除く。以下本条において同じ。）の前渡しをしようとするとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差入れしようとするとき又は出荷者を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、別に定めるところにより、開設者に届け出なければならない。

(出荷奨励金の交付)

第29条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付したときは、開設者に届け出なくてはならない。

(買受代金の支払期日及び支払方法)

第30条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の買受代金（買い受けた額にその消費税額を含む額とする。）を現金、小切手、手形、口座振込、口座振替のいずれかの方法により、6日以内に支払わなければならない。ただし、卸売業者との間で締結した支払契約（以下「支払契約」という。）があるときは、この限りでない。

(卸売代金の変更の禁止)

第31条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、別に定めるところにより、正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(売買取引の結果等の公表)

第32条 卸売業者は、法施行規則第22条で定めるところにより、取扱品目に属する生鮮食料品等に関する事項について、開設者が別に定めるときまでにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(売買取引の結果等の報告)

第33条 卸売業者は、次の各号に掲げる事項を開設者に別に定める方法により報告しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- (3) 毎月の卸売した物品の品名、数量及び卸売価格

第3節 その他の遵守事項

(受託拒否の禁止)

第34条 卸売業者は、その承認に係る取扱品目について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受を拒んではならない。

(せり人の届出)

第35条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、別に定めるところにより、当該卸売業者がせり人として開設者に届け出た者でなければならない。

2. せり人は、卸売のせりに従事するときは、開設者から貸与されたせり人章を着用しなければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第36条 卸売業者は、市場内で卸売をするための受託物品の受領にあたっては、検収を確実に行之、受託物品の種類、数量、等級又は品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は販売原票に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者、又はその代理人が立会っていて、その了承を得られたときは、この限りでない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第37条 卸売業者は、市場内で卸売をした物品について、その物品を買受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

2. 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引き取らなければならない。

3. 卸売業者は、買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告しないで他の物に卸売することができる。

4. 卸売業者は、前項の規定により催告しないで、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(物品の品質管理の方法)

第38条 卸売業者、買受人その他の市場関係業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に則して、卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

(品質管理の講習)

第39条 開設者は、市場関係事業者を対象とする品質管理の高度化を図るための講習会等を定期的開催し、食品衛生思想の普及と向上を図らなくてはならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第40条 卸売業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、開設者が指定する。

2. 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外に対して、市場施設の使用を許可する

ことができる。

3. 前項の許可を受けた者（一時使用の許可を受けた者を除く。）は、許可を受けた日から起算して30日以内に保証金を開設者へ預託しなければならない。

4. 前項の保証金については、第9条から第11条までの規定を準用する。

（賃貸借契約締結等）

第41条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別に定めるところにより遅滞なく開設者と市場施設の賃貸借契約を締結しなければならない。ただし、開設者は一時使用その他必要がないと認めるときは、使用者は別に定めるところにより、市場施設の使用誓約書を提出しなければならない。

2. この業務規程に定めるもののほか、市場施設の使用に係る賃貸借について必要な事項は、市場施設の賃貸借契約書の定めるところによる。

（用途変更、転貸等の禁止）

第42条 使用者は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

（原状変更の禁止）

第43条 使用者は、開設者の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2. 使用者が開設者の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、使用者は、開設者の指示に従い返還の際、使用者の費用をもって原状に回復し、又はこれに代わる費用を弁償しなければならない。

（返 還）

第44条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務承認の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

（指定又は許可の取消しその他の規制）

第45条 開設者は、市場施設について業務の指導、災害の予防、その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を指示することができる。

（補修弁償）

第46条 故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者は、その補修をし、又はこれに代わる費用を弁償しなければならない。

(使用料等)

第47条 市場使用料(消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。以下同じ。)は、月単位で徴収するものとし、その額は別に定める。

2. 使用者が許可を受けて使用する施設における電気、水道、ガス等の費用は、使用者の負担とする。

3. 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。

4. 市場共益費(消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。以下同じ。)は、事業主ごとに年度単位で徴収し、当該年度分の全額を4月末日迄に当該年度に属する開設者に納付しなければならない。その額は別に定める。

5. 前各項に定めるもののほか、使用料等について必要な事項は別に定める。

(使用料の減免)

第48条 開設者は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 使用者が国又は地方公共団体のとき

(2) 前号に掲げるもののほか、開設者が特別な理由があると認めるとき

(既納の使用料)

第49条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できなかったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、開設者が特別の理由があると認めるとき

第5章 監 督

(報告及び検査)

第50条 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対しその業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定する社員に卸売業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。

(改善措置)

第51条 開設者は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し当該卸売の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を指示し、又は当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2. 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、関連事業者に対し当該関連事業者の業務又は会計に関し、必要な改善措置をと

るべき旨を指示することができる。

(業務の停止等)

第52条 開設者は、卸売業者又は関連事業者がこの業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合には、6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部又は一部の停止を指示することができる。

2. 卸売業者、関連事業者又はそれらの代表者、代理人、使用人その他従業員がその業務に関し、この業務規程又はこれに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて、入場を停止するほか、その卸売業者、関連事業者に対しても前項の規定を適用する。

3. 開設者は、第40条第2項の規定により市場施設を使用している者がこの業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合には、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を指示することができる。

第6章 市場運営協議会

(設 置)

第53条 市場の業務の運営及び売買取引に関し必要な事項を調査審議するため一宮地方総合卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2. 協議会の組織及び運営について、必要な事項は、別に定める。

第7章 雑 則

(無許可営業の禁止)

第54条 卸売業者、関連事業者がそれぞれの承認を受けた業務を行う場合及び開設者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては物品の販売、その他の営業行為をしてはならない。

2. 開設者は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を指示することができる。

(市場への出入等に対する指示)

第55条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、開設者の指示に従わなければならない。

2. 開設者は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第56条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行

ってはならない。

2. 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(市場の清潔の保持等)

第57条 市場の利用者は、市場内においては、施設の清潔を保持することに努めなければならない。

2. 開設者は、市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を指示することができる。

(事業活動に伴う自然環境への負荷低減)

第58条 開設者及び市場関係事業者は、市場内の事業活動に伴う排出ガスの抑制等を進め、自然環境への負荷低減に努めなくてはならない。

(許可等の制限又は条件)

第59条 この業務規程による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

(委 任)

第60条 この業務規程の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

付 則

この業務規程は、昭和56年3月15日から施行する。

付 則 (昭和56年11月27日規程第1号)

この規程は、昭和56年11月27日から施行する。

付 則 (昭和57年5月25日規程第1号)

この規程は、昭和57年6月1日から施行する。

付 則 (昭和63年2月22日規程第1号)

この規程は、昭和63年2月22日から施行する。

付 則 (平成元年3月20日規程第1号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年2月19日規程第1号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成5年2月15日規程第1号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 (平成5年10月13日規程第2号)

この規程は、平成5年11月1日から施行する。

付 則 (平成6年2月18日規程第1号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成8年2月26日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成7年7月21日から適用する。

付 則（平成17年9月27日規程第1号）

この規程は、平成17年9月27日から施行する。

付 則（平成18年10月5日規程第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成25年2月13日規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年2月14日規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年1月5日規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年2月14日規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年2月14日規程第2号）

この規程は、令和2年7月7日から施行する。

付 則（令和2年5月21日規程第1号）

この規程は、令和2年7月7日から施行する。

付 則（令和3年2月15日規程第1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和8年2月5日規程第1号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第25条第1項第1号関係）

種別	品目
1	個選又は個人出荷に係る野菜及び果実
2	水産物 該当無し

別表第2（第25条第1項第2号関係）

種別	品目
1	<p>かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品</p> <p>くわい、ゆりね、ぼうふう、はなまるきゅうり、山菜類、香辛野菜、つま物野菜その他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供することが少なく、飲食店の営業用、漬物の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される野菜</p> <p>かんきつ類、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品</p> <p>ゆず類、だいたい、うめ、ぎんなんその他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供することが少なく、飲食店の営業用、漬物の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される果実</p>
2	<p>冷凍鯨肉以外の冷凍水産物（市場で解凍して卸売するものを除く。）及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干ししたものを除く。）淡水魚類、ふぐ、貝類（かき類を除く。）いせえび、ざりがに類、しゃこ類、あみ類、うに、なまこ類、さめ類、冷凍鯨肉その他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供することが少なく、飲食店の営業用、練製品の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される水産物</p>